

内閣府所管 企業主導型保育所

なないろ保育園



病児保育のしおり

2019年10月

## 1. 病児保育について

保護者の方が就労している場合などは、お子さんが病気にかかったとき、自宅での保育が困難なことがあります。

こうしたときでも安心して子育てできるよう、当面症状の急変が認められない病気のお子さんを保育士と看護師が体調を看ながら一時的に保育する事業です。

ただし、伝染性感染症など全ての疾患に対応できるわけではありません。

また、児童の安全を最優先し、お預かりできるのは症状の急変が認められない場合に限りですの  
で、どんな病気や症状でもすぐに預けられるというものではありません。病気や症状によっては保護者  
の責任において保育をお願いする場合がありますので、利用に関しては必ず医師の診断が必要とな  
ります。

なお、利用者間での感染には細心の注意をいたしますが、病気が全くうつらないということではあり  
ませんので、十分にご理解のうえ了解いただき、相互協力のもとご利用いただくようお願いいたします。

## 2. 利用できるお子様

1 歳児から就学前までのお子さん(伊丹市の保育園等に在籍している市外のお子さんも含む)で、  
当面症状の急変が認められない病気であり、次のいずれかに該当するお子さん

- ①保育認定を受けているお子さん
- ②保護者が就労しており、幼稚園に在園しているお子さん
- ③その他保護者の就労もしくは疾病等により、家庭で養育することが困難なお子さん

※ お子さんの疾患や症状によっては、病児保育室の利用ができない場合がありますので必ず事前  
にご確認ください。→3. お預かりできない疾患参照

## 3. お預かりできない疾患

麻しん(はしか)

- ・1 歳をすぎて、MR ワクチン未接種
- ・BCG 未接種結核
- ・流行性角結膜炎
- ・インフルエンザ発症後 48 時間以内
- ・熱性けいれん後48時間を経過していない場合
- ・高熱(38 度 5 分以上)が続いている
- ・喘息の重篤な発作
- ・水分等の経口摂取ができない
- ・頻回の嘔吐、下痢
- ・活気がない。ぐったり。意識昏睡
- ・咳がひどく呼吸困難がある

上記以外の病状であっても、入院が必要な症状であったり、症状の急変や重症化が懸念されたり  
する場合などは利用できないことがあります。

また、すでに利用している他のお子さんの症状によってもお預かりできないことがあります。  
必ず保護者付添いのもと受診したうえで医師の判断に従ってください。

#### 4. 利用できる日・時間及び利用限度

◎利用できる日：月曜日から金曜日

（祝祭日・年末年始（12月29日から1月3日）・実施施設が指定した休業日を除く）

◎利用できる時間：午前8時から午後5時まで（午後6時まで延長保育可）

※利用の初日は、前日もしくは当日の受診後の利用となります。

※継続して利用する場合でも、お子さんの症状は受診したときと同じとは限りません。より安全な保育を実施するため、お預かりするときの症状によって再度受診が必要と判断した場合は、保護者付添いのもと受診していただきますので、ご理解ご協力をお願いします。

◎利用限度：原則として、1回につき連続して7日間（土日祝はのぞく）

#### 5. 利用できる人数

1日につき3人（同じ疾患に限る）

#### 6. 利用料金等

お子さん1人につき、1日当たり3,000円（なないろ保育園在園児は、無料。延長保育料のみ発生）

【ご利用時間内訳】

- ・1時間以内・無料
- ・1時間～4時間まで・1,500円
- ・4時間～8時間まで・3,000円

延長保育料 250円/15分

◎免除措置

令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化により、下記に認められるお子様に関しましては無償となります。

[対象者]

- 0歳から2歳までの子供のうち、住民税非課税世帯であって、保育の必要性のある子供。
- 3歳から5歳までの子供のうち、保育の必要性のある子供。

## 7. 利用のしかた

### ①事前登録(面談)

◎利用をお考えの方は、事前に登録が必要です。

登録には一度保育園をご訪問いただき、看護師との面談のお時間をいただきます。

これは、お子さんの既往歴、予防接種の状況、発達の状況、家族構成など、お子さん自身とお子さんの生活環境に関する情報をあらかじめ登録しておくものです。

◎「利用登録申請書」に必要事項を記入の上、病児保育室に提出してください。

なお、有効期限は、在園児の場合、在籍期間中は自動更新となります。

在園児以外の児童の場合は、申込年度末までとし、毎年度、登録の必要があります。

ただし、継続して登録される場合は、面談の必要はなく、利用登録申請書の提出のみとなります。

◎有効期間中であっても、実際の利用時において、事前に登録した内容に変更がある場合は、利用登録申請書を再提出していただく場合があります。

### ②予約

◎前日 17:00 までに、もしくは当日 9 時までにならぬ保育園に電話し、空き状況の確認と仮予約を行ってください。

受付時間月～金：午前8時～午後5時 ※ただし、祝祭日・年末年始を除く

◎キャンセルは、当日午前 9 時までには必ずご連絡ください。

### ③受診

利用にあたっては、前日もしくは、利用当日にかかりつけ医もしくは嘱託医(しまだこどもクリニック)に受診いただく必要があります。

◎受診後、医師に必要事項を記入してもらった「医師連絡票」を受け取ってください。

### ④利用申込

◎ご利用日初日は、下記書類に必要事項を記入したうえで、病児保育室にお越しください。また、当日の持ち物は、「持ってくるもの・チェックリスト」でご確認ください。

利用申込み兼保護者からの病状連絡票/医師連絡票(受診の上、医師に必要事項を記入してもらったもの)/与薬依頼書(与薬が必要な場合)

◎ご利用日初日は、重要事項の説明や聞き取り等に時間がかかる場合があります。

### ⑤利用料金等の支払い方法

◎お子さんのお迎え時に病児保育室にて現金でお支払いください。なるべくおつりがないようにご協力をお願いいたします。

## 8. 持ってくるもの・チェックリスト

◎必ず必要なもの

### 【利用日初日】

- 利用申し込み兼病状連絡票(毎回保護者様に書いていただくものです)
- 医師連絡票(診療情報提供書、診断書でも可)
- 利用規約兼同意書(事前登録に必要です)
- 利用登録申請書(事前登録に必要です)
- 母子手帳(事前登録に必要です)

### 【利用日ごと】

病状連絡票(保護者記入)

- 着替え(上・下)2組
- ビニール袋(洗濯物を入れるためのレジ袋など)
- 下着2～3組
- バスタオル2枚

◎年齢に応じて

- ミルク
- 哺乳びん
- オムツ6～7枚

◎必要に応じて

- 弁当・おやつ・飲み物
- スプーン、フォーク、箸等
- 食事用エプロン
- おしり拭き
- 与薬依頼書
- 委任状

※全ての持ち物に必ずお子さんのお名前を書いてください。

## 9. 利用上の注意

◎保育時間は厳守願います。延長保育は17時～18時までです。必ず時間内のお迎えをお願いします。

◎受診前の病児保育室での先預かりはできません。

◎病児保育中に急激な体調変化があった場合や、伝染性感染症が疑われる場合は、再受診をお願いします。また、場合によっては保育を切り上げてお迎えをお願いする場合があります。

◎緊急連絡先は必ずお電話がつながるようお願いいたします。

予約電話番号

なないろ保育園 072-773-5003(担当者直通)

内科・小児科医

医療機関の名称	しまだこどもクリニック
医院長名	島田 佐和子
所在地	伊丹市池尻1丁目202-2
電話番号	072-775-0337

